

消費者契約法及び消費者裁判手続特例法の改正と今後の実務への影響

弁護士

松田知丈 Tomotake Matsuda

弁護士

渡辺 駿 Shun Watanabe

令和4年5月25日、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年6月1日に公布された（以下では、本改正を「令和4年改正」という。）。

消費者契約法の改正部分については令和5年6月1日から施行され、消費者裁判手続特例法の改正部分については同年10月1日に施行されることとなる。

以下、それぞれの改正について、改正内容及び実務に与える影響について解説する。

I 改正の概要

消費者契約法は、消費者と事業者との間の消費者契約に適用される法律であり、消費者を相手にしてビジネスを行う事業者に幅広く適用される。同法は、一定の場合に契約（正確には契約の意思表示）を取り消すことができる取消権を消費者に付与するとともに、特定の契約条項を無効とし、消費者を不当な契約の拘束力から解放する点で消費者保護法の基本法と位置付けられる法律である。

消費者契約法は民事法の一つで、個々の消費者が裁判外又は裁判上で請求することで権利を実現することになる。それを補完するものとし

て、消費者契約法をはじめとする所定の法令に違反した事業者に対して、適格消費者団体（内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体）が消費者に代わって差止請求を行う消費者団体訴訟制度がある。さらに、2016年10月に施行された消費者裁判手続特例法¹によって、特定適格消費者団体（内閣総理大臣の特定認定を受けた適格消費者団体）が消費者裁判手続特例法に基づいて集合訴訟を提起することが可能となり、対象となる消費者の被害回復を可能とする2段階型の訴訟制度もある。

消費者契約法の令和4年改正の主要なポイントは、図表1のとおりであり、大きく5つの改正項目があるが、本稿では、これらのうち、主要な4つの改正項目を解説した上で、同時に改正された消費者裁判手続特例法の令和4年改正についても必要な限度で解説する。

II 契約取消権の改正

令和4年改正法は、不当勧誘のうち、困惑類型（本当は契約を締結したくないと考えている消費者に対して、契約を締結してしまう程度に心理的な負担をかける方法で勧誘を行うこと）に以下の3つの類型を追加した（(1)~(3)）。なお、以下で述べるとおり、これらの改正内容は従前の規律を補完するものと位置付けられるた

1 正式名称は「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」。